

令和2年5月25日
第1回多摩市子ども・子育て会議
報告資料 12-3

<新型コロナウイルス感染症に係る対応>
子どもの食の確保緊急対応事業補助金について（報告）

新型コロナウイルス感染症及び学校等の臨時休業に伴い、在宅の子どもやその保護者を対象に、弁当配布や宅配等で食事の提供を行う子ども食堂等の事業者への補助制度について、報告する。

1 令和元年度

- 令和2年3月12日 東京都から、「子どもの食の確保」緊急対応事業補助制度の通知
… 新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の臨時休業に伴う緊急対応策として、家に閉じこもりがちな子どもやその保護者を対象に、弁当や宅配などの食事提供により地域との交流を継続させる活動を行う事業者に対して、補助金を交付する制度を創設。

→ 「多摩市子どもの食の確保緊急対応事業補助金」を創設（令和2年3月26日要綱決定）

【令和元年度実績】

- ・ 対象期間：令和2年2月1日～3月31日
- ・ 団体数：6団体
- ・ 交付総額：281千円（※予算流用にて対応）
- ・ 特定財源：東京都「子供家庭支援区市町村包括補助事業」（補助率10／10）

2 令和2年度

- 令和2年4月14日 東京都から、同補助制度を令和2年度も継続実施する旨の通知
→ 多摩市も、東京都に準じて対象期間を延長し実施するため、5月補正予算に計上。

【補助金の概要】

- 対象事業：在宅の子どもやその保護者を対象とした、食事の提供（子ども食堂等で調理・用意した弁当や食材を無料もしくは安価で配布・宅配するなど）に必要な経費を、子ども食堂実施実績および当該事業継続の意思を有する団体に対して補助。
- 対象期間：令和2年4月1日～小学校再開の前日まで
- 予算要求額：1,000千円（5月補正予算）
【積算】1団体あたり上限額100千円×10団体（実施予定7団体+予備3団体）
- 特定財源：東京都「子供家庭支援区市町村包括補助事業」（補助率10／10）
※ 都は、学校等の臨時休業期間の延長によっては、補助上限額を増額する可能性があり、その場合は、市も都に準じた対応をする予定。

令和2年5月25日
第1回多摩市子ども・子育て会議
報告資料 12-3

【想定スケジュール】

- 5月下旬 市公式ホームページにて周知開始
- 6月5日 たま広報にて周知
- 6月5日～6月30日 申請受付
- 7月 申請内容審査
- 8月上旬 交付（不交付）決定および交付額決定
- 8月下旬 各団体へ補助金交付

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況、都の補助金スケジュール、都の補助上限額の増額などの要因により、変更する可能性あり。

【参考】多摩市子ども食堂事業補助金（令和元年度開始）

- 対象事業：食事の提供等を通じて子どもの交流の場を提供する「子ども食堂」を実施する団体に対し、必要な経費を補助（※弁当対応や宅配に係る費用は対象外）
- 特定財源：東京都「子供家庭支援区市町村包括補助事業」（補助率10／10）